**催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について**

別添１０

令和２年　９月１５日　 　 令和３年４月３０日改正

令和２年１１月１７日改正　令和３年６月２８日改正

令和３年　３月　１日改正

**催物開催の目安　下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。（当面８月末まで）**

1. 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」別添11）が担保されている場合

５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方

（つまり収容定員が１万人以下の会場は５，０００人、１万人超の会場は収容定員の５０％が上限となる）

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

1. 収容率の目安

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※１） | 参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物 |
| 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※２）ができる催物 | | 収容定員までの参加人数 | 原則として収容定員の５０％までの参加人数  異なるグループ間又は個人間では座席を一つ 空けることとしつつ、同一グループ内（５名 以内）では座席等の間隔を設ける必要はない （参加人数は収容定員の５０％を超えることもありうる）。 |
| 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物 | 収容定員が設定されている場合 | 収容定員までの参加人数 | 収容定員の５０％までの参加人数 |
| 収容定員が設定されていない場合 | 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること | 十分な人と人との間隔（１ｍ）を空けること |

※１）これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※２）マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別添11）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

**催物の類型ごとの整理**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| イベントの性質 | いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの | | | | 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの |
| 座席等 | 参加者の位置が固定されているもの | | 参加者が自由に移動できるもの | |
| 参加者の大声での歓声・声援の想定 | 参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの | 参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの | 参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの | 参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの |
| イベントの例  （詳細は次頁を参考にされたい） | ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等  ・飲食を伴うが、発声がないもの（※１） | ・ロック・ポップコンサート等  ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等 | 展示会等 | 地域の祭り・行事等 | 花火大会、野外フェスティバル等 |
| 収容定員1万人以下 | ５，０００人以内 | ５，０００人以内かつ  収容定員の５０％以内  （※２） | ５，０００人以内 | ５，０００人以内かつ  収容定員の５０％以内 | 引き続き、中止を含めて慎重に検討すること（開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔（１ｍ）を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること）  （※３） |
| 収容定員１万人超 | 収容定員の５０％以内 | 収容定員の５０％以内 | 収容定員の５０％以内 | 収容定員の５０％以内 |
| 収容定員が設定されていない場合 | ― | ― | 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること | 十分な人と人との間隔（１ｍ）を空けること |
| その他  （誘客施設等への適用） | 映画館等 | 遊園地（絶叫系アトラクション）等 | 美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等 | ― |

※１）飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な条件（感染防止策） | |
| 食事時以外のマスク着用厳守 | ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること  ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること  ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること  ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る |
| 発声が想定される場合の飲食禁止 | ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止  ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底 |
| 十分な換気 | ・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30㎥/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること  （野外の場合は確認を要しない） |
| 連絡先の把握 | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握  ・接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底  ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 |
| 食事時間の短縮 | ・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること |

※２）異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（５名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の５０％を超えることもありうる）。

※３）「十分な人と人との間隔 （１ｍ）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な条件（感染防止策） | |
| 身体的距離の確保 | ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）  ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 |
| 密集の回避 | ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信  ・誘導人員の配置  ・時差・分散措置を講じた入退場 |
| 飲食制限 | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限  ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底  ・過度な飲酒の自粛 |
| 大声を出さないことの担保 | ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの |
| 催物前後の行動管理 | ・イベント前後の感染防止の注意喚起  ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 |
| 連絡先の把握 | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握  ・接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底  ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 |